

## 微小粒子状物質等専門委員会について（案）

### 1. 設置の背景及び目的

光化学オキシダントは、昭和 48 年に大気環境基準が設定され、これまで大気汚染防止法や自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法等に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などが進められてきた。しかしながら、光化学オキシダントの平均濃度は漸増傾向にあり、環境基準達成率は 1% に満たない状況にある。

また、PM<sub>2.5</sub>については、平成 21 年に大気環境基準が設定されたところ、年間の平均的な濃度は減少傾向にあるものの、環境基準の達成率は 3～4 割程度と低い状況にある。

光化学オキシダントや PM<sub>2.5</sub>は、生成機構の解明が不十分であり、対策検討に必要な発生源データが不足している。また、越境大気汚染による影響も示唆されているところであり、これらの課題に対応し、今後必要な対策を検討していく必要がある。

このため、大気・騒音振動部会に新たな専門委員会を設置し、これらの事項について調査していくこととする。

なお、平成 24 年 12 月に、揮発性有機化合物排出抑制専門委員会で行きまとめられた「今後の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策の在り方について（報告）」において、「VOC 排出規制のみを取り扱う本委員会は発展解消し、今後は、VOC のみならず、光化学オキシダントや PM<sub>2.5</sub>を含めて総合的な検討を行う専門委員会を新たに立ち上げ、今後必要な対策の検討等について幅広い議論を行うことが適当である。」と提言されたことも受けて、同専門委員会は廃止することとする。

### 2. 調査事項

#### （1）当面の調査事項

- ・対策検討に向けて必要な調査・研究  
（調査・研究の例：発生源情報の整備、二次生成機構の解明、越境大気汚染寄与の定量的な把握等）
- ・これまで実施されてきた施策の評価
- ・光化学オキシダントに関する環境改善効果を適切に示す指標の検討
- ・当面の対策の在り方検討

#### （2）中長期的な調査事項

- ・越境大気汚染の寄与を踏まえた対策の検討
- ・二次大気汚染改善戦略の検討
- ・光化学オキシダント注意報発令時の措置の在り方